

イギリス東インド会社の洪任輝と徽商汪聖儀

松 浦 章

要旨…清代廣東の廣州に來航した英國の貿易船は、イギリス東インド会社から派遣された貿易船であった。そのなかで、乾隆二十年（一七五五）頃より、貿易港の廣州以北の浙江寧波などに來航して貿易を行うようになり、清朝は乾隆二十二年（一七五七）十一月に、英國船の浙江への來航を嚴禁し、廣州港のみでの交易を行うこととした。この間にしばしば浙江寧波に來航したイギリス東インド会社の人物に中国名洪任、洪任輝ことジェームズ・フリント（James Flint）がいる。彼は寧波において廣州の行商を経ずして、中国国内の商人と直接に湖絲や茶葉などの交易を行ったのであった。その後、洪任輝は清朝官憲に拿捕され収監される。洪任輝が拿捕される以前に、交易を行っていた中国国内商人として徽商汪聖儀の存在が知られる。汪聖儀は清代安徽省徽州府の婺源縣生員であつて、彼の子供である汪蘭秀も洪任輝に関係していたとされる。

そこで本論は、イギリス東インド会社の洪任輝と交易した徽商汪聖儀がどのように関係していたかについて述べるものである。

キーワード…清代 廣州貿易 イギリス東インド会社 洪任輝 徽商汪聖儀

一 緒言

二 イギリス東インド会社の寧波貿易

三 イギリス東インド会社の洪任輝と徽商汪聖儀

四 結語

一 緒言

『高宗實錄』卷五百九十七、乾隆二十四年九月癸亥（十六日）の条に、

諭軍機大臣等、前以番商洪任輝、控訴呈詞。必係內地人代寫。令新柱等悉心查究。今據奏、訊得與洪任輝貿易之陳祖觀等供。有婺源縣生員汪聖儀、同子汪蘭秀、曾借洪任輝資本。前在寧波、江蘇、各處代為經理。或係彼所指使等語。¹⁾

と見られ、番商洪任輝²⁾の供述によって中国内地の商人として関係した人物に安徽省徽州府婺源縣³⁾の生員汪聖儀とその子の汪蘭秀の名が知られ、汪聖儀等は洪任輝に代わって、寧波や江蘇などの各地において洪の代理として商業行為を行ったことが指摘された。

それではこの番商洪任輝とはどこの国の商人であったのであろうか。

『高宗實錄』卷六百四十九、乾隆二十六年十一月辛亥（十七日）の条に、

諭軍機大臣等、蘇昌等奏酌辦夷情一摺。其於啖咭喇夷商投遞番文懇求釋放洪任輝及請免歸公規例等事。⁴⁾

とあるように、イギリス商人が洪任輝の釈放と公的規制の免除を嘆願する書翰を送ったことが見られる。このことか

ら洪任輝は英国商人の關係者であつたことがわかる。この時代に登場するのはイギリス東インド会社の關係者以外には考えられないことから、洪任輝はイギリス東インド会社に属していた人物と言える。

そこで本論においてイギリス東インド会社の洪任輝と徽商汪聖儀等との關係について考察するものである。

二 イギリス東インド会社の寧波貿易

『高宗實錄』卷百九十八、乾隆八年（一七四三）八月甲寅（四日）の条に、英国船の動向が知られる。

諭、據署廣東總督策楞等奏、上年十一月内、啖咭喇國巡哨船隻、遭風壞船、飄至澳門海面、并遣夷目撐駕三板小船、徑至省城、懇求接濟水米、沿途水塘汎弁、絕無盤詰稽查、後經督撫准令灣泊內海、接濟口糧、採買木料、修理船隻、俟風信便時、飭令出口。⁵⁾

乾隆八年のことであるが、英国の巡哨船が遭難して澳門（マカオ）近海に漂流して来て、小型船を出して、水や食料を求めたことが知られ、彼らは船舶を修理して出港したのであつた。

その後、『高宗實錄』卷四百七十六、乾隆十九年（一七五四）十一月己丑（十四日）の条に、英国船の水夫に関する記述が見られる。

諭、據楊應琚、鶴年、所奏、佛囉晒國夷目噶囉氏。槍傷啖咭喇國水手喳哈啞啞身死一案。外洋夷人。互相爭競。自戕同類。不必以內地律法繩之。所有噶囉氏。著交該夷船帶回佛囉晒國。并將按律應擬絞抵之處。行知該夷酋。令其自行處治。該督撫仍嚴切曉諭各國夷船。嗣後毋再逞兇滋事。並不時委員彈壓。俾其各知畏法。安分貿易可也。⁶⁾

フランス人が英国人の水手を死傷させた事件であるが、中国の律法での捕縛は難しく、加害者をフランス船に搭乗

させフランスへ帰国させるように計られた。以後、このような事件を生じないようにし、平穩に貿易を行うように処置された。

このことから英国船の中国への来航の頻度がなくなつたために発生した出来事であろう。この事件があつてほどなく、英国船が寧波近海に現れる。

乾隆二十年（一七五五）五月十一日付の浙江提督武進陞の奏摺に、イギリス船が浙江の定海近海に現れたことが記録されている。

本月「四月」二十三日有紅毛彝船一隻到港、卑職隨即會同定海縣、親詣查驗、驗得船身約有八、九丈長、樑頭一丈七八尺、該船請有管理粵海關稅務、內務府佐領李商照一紙、內有護船烏鎗八桿、生鐵紅衣砲六位、查其人數、有番梢並商人・隨廝等五十八名、內紅毛人五名、內一名洪任能通漢語、又鬼子五名。又有髮辮名、係廣東香山縣人。又番梢並小廝共四十名、俱無髮辮係廣東澳門人。船內裝有夾板箱數十隻、並無別貨。據稱、係上年正月間、自鶯蛤蚶出口、即紅毛住家、於六月間、到澳門、本年正月二十日、領給護照、於三月二十四日開船、四月二十三日到此。因從前祖上會到此、做過生理、要往寧波、置買湖絲・茶葉等貨。：①

乾隆二十年四月二十三日紅毛船が舟山列島の定海に現れ、浙江提督武進陞は定海縣の知縣と共に直ちに同船を調査することになった。同船は全長が八丈、九丈約二五mから二九mであつたと見られた船であつた。同船は粵海關の通関手続きを終えており、船内に大砲などを装備していた。同船の乗員は五八名でその内の五名が紅毛人であり、さらにその乗員の一人が「洪任能通漢語」と、中国語に通じた「洪任」と言う人物が乗船しており、清朝官憲と交渉したことが記録されている。英国商人等が寧波での貿易で求めたものは湖州産の生絲や中国産の茶葉であつた。

続いて五日後の五月十六日付の閩浙總督革職留任の喀爾吉善と浙江巡撫の周人驥の奏摺に、通事洪任の供述が記録

されている。

據通事稟稱、我叫洪任此紅毛國人、商人叫喀喇生、上年正月、在本國出洋、於六月內、到廣東賣了貨、聞得寧波交易公平、領了粵海關照、要到寧波買蠶絲・茶葉等物、隨於四月二十九日、派撥兵役護送、到寧波府住歇李元祚洋行、現在招商買賣等情。⁸⁾

洪任の供述では、彼は英國人で、商人喀喇生とともに乾隆十九年正月に英國を出帆して六月には廣東に到着し、取引を終えた。そこで寧波では交易は公平に行われていることを聞き得たので、粵海関において通航証を領取し、寧波に来港して生絲や茶葉を購入しようと考え、四月二十九日に兵船の護衛を伴って寧波に到着し、洋行の李元祚の所に宿泊して、商人を集めて交易を行おうとしていた。

また乾隆二十年七月初七日付の兩廣総督楊應琚の奏摺には、

本年四月、有往寧波貿易之番船一隻、到港内、：即係澳門原編二十三號、夷商華猫殊之船、縁有紅毛國即英吉利國夷商洪任、往返粵東貿易年久、携帶銀兩、與同國夷商霞里笋等、雇搭華猫殊之船、出外貿易。本年正月内、具呈粵海關給有印照、於三月二十四日開行。⁹⁾

とあるように、寧波に貿易に現われた紅毛船とは、イギリス商人の洪任が乗船していたもので、洪任は長年廣東貿易に従事していた人物であることを伝えている。その搭乗してきた船は、澳門港に登録された二十三号船で外国商人華猫殊の船であった。この船に英國商人の霞里笋等と一緒に搭乗し、粵海関において通航証を得て、三月二十四日に出帆してきたのであった。

これより以前、イギリス東インド会社は、寧波貿易への拡大を企図していた。モース(H. B. Morse)の『東印度公司对華貿易編年史』第一巻、第二十九章にそのことが見られる。

一七五三年。董事部熱望重新開展寧波の貿易、并發出詳細訓令、指示進行的方向。另指派廣州商館通事洪任輝、随同前往寧波。董事部爲了加強學習中國語文知識、又派兩位青年前往廣州學習、費用由公司負擔⁽¹⁰⁾。

一七五三年、乾隆十八年、東インド会社の取締役会は寧波での取引の再開を熱望し、詳細な指示を出した。このため廣州商館の通事洪任輝は、寧波に行くように指示された。さらに取締役会は中國語の知識の學習を強化するため、廣州に二人の若者を派遣し、会社の費用で勉強させたのであった。東インド会社は廣州での取引より寧波での貿易拡大を企図していたことがわかる。

洪任の乗船した船に続いて、英國船が浙江に來航した。乾隆二十年六月二十二日付の閩浙總督革職留任の喀爾吉善と浙江巡撫周人驥の奏摺に、

據護海關事寧紹台道羅源浩稟稱、五月二十九日、續到紅毛夾板大船一隻、泊定海縣衙頭洋地方、據通事梁汝鈞稟稱、通船商人梢共二百六名、護船礮械九十件、番銀二十二萬兩、並黑鉛・哆囉呢等貨、係與前船船喀喇生一起等語⁽¹¹⁾。

とあり、護海關事寧紹台道羅源浩の報告から、五月二十九日に、先の英國船に続いて大型の夾板船が続いて定海近海に現れ、通事の梁汝鈞の報告によれば、全船に一〇六名が搭乗し、外國銀二二万兩と黒鉛そして織物の哆囉呢などを搭載しているとのことであった。

この二隻の寧波貿易の状況について乾隆二十年十二月初三日付の浙江巡撫周人驥の奏摺によると次のようであった。

督令護海關事寧紹台道羅源浩派撥兵役、小心防護、嚴諭商牙人等、公平交易在案、茲據該道詳稱、除先到之商船一隻、係番商在廣東澳門地方、雇送銀兩來浙、並無貨物裝載、已於夾板船到後、先行領照回粵外、所有夾板船出

入貨物、照部頒則例、徵收共徵正稅銀三千五百二十二兩零、飯食火耗銀二千二百二十七兩零、除解支經費銀九百九兩零外、共正耗稅銀四千七百四十一兩零。臣覆核無異、除飭令番商回棹、並將正耗各稅造冊、具題外、理合恭摺奏明。¹²

護海關事寧紹台道羅源浩が、二隻の英国船への課税の状況を報告した。二隻の英国船の内、最初の船には搭載貨物は無かった。その後の船についての課税は、正税が銀三、五二二兩、飲食費に相当する費用として飯食火耗銀が二、一二七兩であり、合計五、六四九兩であった。ここから経費の「解支經費」銀九〇九兩を差し引くと四、七四〇兩となり、報告の「正耗税」が銀四、七四一兩とほぼ一致する。このことから英国夾板大船一隻で四、七四一兩の税収が浙江海關に納入されたことがわかる。

この二隻は、閩浙總督革職留任の喀爾吉善と浙江巡撫周人驥の乾隆二十一年（一七五六）正月二十四日付の奏摺によると、

其先到一船、已於十月初五日出口、仍押令回粵聽候、粵省驗照放行、後到之船、於十二月二十六日、即由定海洋一面、開駕回國、查明並無夾帶違禁貨物、及內地人口半年以來、亦無滋生事端、所有番船回棹緣由、¹³とあるように、洪任すなわち洪任輝が搭乘していた最初の船は十月初五日に、後から来た大型船は十二月二十六日に定海洋面より帰帆したのであった。二隻の英国船は半年有余にわたり寧波近海に碇泊していたことになる。

乾隆二十一年六月二十一日付の浙江提督武進陞の奏摺によると、次の記述が見られる。

本年六月十七日、准定海鎮臣陳林每札稱、本月十五日聞旗頭洋收泊紅毛番船一隻。當即委令營外委千總馬乾泰兆赴該彙船。查驗去後十六日、據該弁覆稱、查得英吉利國紅毛船一隻、船戶噶喇吩、於上年十月由該本國開棹、至五月初至噶喇吧、即同去歲來過彙商味啣、通事洪任駕船來寧、於六月十五日、午刻收泊旗頭洋、汛統船人數、查

共一百七名、内黒鬼一名、船身長十四丈、濶二丈六尺、桅三道、大小杉板三隻、紅衣砲二十六位、火藥四百觔、鐵彈五十個、刀二十把、鳥鎗三十桿、裝載哆囉・嘩嘍・海參・白籐等貨、并番錢三十八箱、每箱四千個等、因札知前來、：據牙行郭益隆報稱、十六日夜、有紅毛英吉利國彝商味啣・洪任等二十五名、駕杉板二隻、隨帶夾板箱一十餘隻、進寧港、大船仍泊旗頭洋、今紅毛彝商原住新道頭地方、其隨帶貨物、俟海關驗明、另報等情。¹⁴

英國船一隻が再び定海近海に現れた。この船は前年十月に本國を出帆して、來航してきたもので、船には一〇七名が搭乗し、船の全長は十四丈、およそ四五m、幅二・六丈、約八・三mにもなる大型船であった。大砲・火藥・銃彈・刀・鳥鎗などを裝備していた。積荷は織物の哆囉呢や嘩嘍の他に海參や白籐などがあり、さらに番錢三八箱がありこの一箱には四、〇〇〇個の外國錢が収納されていた。そしておそらく寧波の牙行と思われる郭益隆の報告によると、十六日夜に小型舟の二隻に英國商人の味啣と洪任等二五名が乗り組んで、夾板箱一〇余箱を伴って寧波の港に入ってきたのであった。

この船は、七月初九日付の鎮守浙江定海總兵官の陳林毎の報告から、

當查該夷船、船名噶喇吩、連舵水番梢共一百零七名、船内帶有防護鎗炮器械、裝載哆囉・嘩嘍・海參・白籐等貨、并番錢三十八箱、前來貿易、現在灣泊定港等情、¹⁵

とあるように、船名が噶喇吩 (Galafen) であったことが知られる。まさに寧波へ貿易に來た船であった。

東インド会社の航海記録をまとめた Anthony Farrington の *Catalogue of East India Company Ship's Journals and Logs 1600-1834* によれば、一七五六年に Chusan (舟山) に來航した船に Griffin (格里芬 Gelfen) 号が知られる。同船の航海記録は次のようであった。

Capt Thomas Dethick

Downs 21 Oct 1755 — 31 Jan 1756 St Helena — 16 May Batavia — 31 Jul Chusan — 28 Feb 1757 Malacca — 28
Jan St Helena — 17 Aug Ascension — 27 Aug Fernando Loronho — 30 Nov Downs¹⁶⁾

この記録を清朝の暦とあわせると、一七五五年一〇月二二日（乾隆二十年九月十六日）出帆、一七五六年一月三一日（乾隆二十一年正月一日）に南アフリカ沖の英国領セントヘレナ、一七五六年五月十六日（乾隆二十一年四月十八日）にインドネシアのバタヴィア、一七五六年七月三二日（乾隆二十一年六月十六日）に舟山、一七五七年二月二十八日（乾隆二十二年正月二十二日）にマラッカ、一七五七年六月二八日（乾隆二十二年五月十三日）にセントヘレナ、一七五七年一一月三〇日（乾隆二十二年十月十九日）帰帆したとある。

同船は浙江提督武進陞の奏摺から乾隆二十一年六月十五日、すなわち西暦一七五七年七月三〇日に定海近海に現れたとあるから正しくこの Griffin（格里芬）号であったことは確かであり、定海總兵官の陳林毎の報告は正確であったことがわかる。

そして一七五五年即ち乾隆二十年にイギリス東インド会社員の Flint（洪任輝）と Harrison（哈里森）等が社命を受けて浙江省の寧波、舟山に赴き貿易を開始するが、清朝にとって様々な問題を発生するとして一七五七年、乾隆二十二年に乾隆帝は上諭を發して西欧との対外貿易を廣州一港に限定したことは周知のことである。¹⁷⁾ この Flintこそが、イギリス東インド会社員であつて船で寧波や天津に赴き漢字名で「洪任」や「洪任輝」などと表記された人物である。¹⁸⁾

フリント Flint、洪任、洪任輝が中国貿易を行ったことについてはこれまで、矢野仁一氏のように論著で触れたものがあるが、中国でも研究されている。特に取り上げたものとして林樹惠氏の「康乾時期英船在中国沿海的活動」¹⁹⁾において「洪任輝の北上」²⁰⁾として乾隆二十年（一七五五）から乾隆二十四年（一七五九）までの中国沿海における貿易活

動を素描している。その後、陳東林氏と李丹慧氏による「乾隆限令廣州一口通商政策及英商洪任輝事件述論」²¹は中国第一歴史檔案館が所蔵する硃批奏摺を使って洪任輝の中国での貿易活動を詳述している。林健氏は「洪任輝案―兼論乾隆時期的對外貿易政策」²²において、洪任輝の中国での貿易活動が、清朝政府による貿易政策の縮小と言う方向を取らせ、その結果英国によるアヘン貿易や軍事的圧力による五港通商へと展開していく契機になったと論じている。

洪任（フリント[FINT]）の來華の最初の記録は、『高宗實錄』卷五百十六、乾隆二十一年七月乙亥（九日）の条に見える。

諭軍機大臣等據武進陞奏、六月十五日、寧波頭洋、有紅毛船一隻收泊等語、其一切驗放交易、自應照舊例辦理、顧向來洋船進口、俱由廣東之澳門等處、其至浙江之寧波者甚少、間有遭風漂泊之船、自不得不為經理、近年乃多有專為貿易而至者、將來熟悉此路、進口船隻、不免日增、是又成一市集之所、在國家綏遠通商、寧波原與澳門無異、但於此復多一市場、恐積久留居內地者益眾、海濱要地、殊非防微杜漸之道、其如何稽查巡察、俾不致日久弊生、不可不豫為留意、如奏內所稱船戶囑喇吩、至囑喇吧地方、同來過夷商味啣、通事洪任駕船來寧等語、蓋本地牙行、及通事人等、因夷商入口、得從中取利、往往有私為招致者、此輩因緣覓利、無有已時、即巡邏兵役人等、亦樂於夷船進口、抽肥獲利、在此時固不過小人逐利之常、然不加禁止、誠恐別滋事端、尤當時加體察、可傳諭該督撫等、令其留心。²³

乾隆二十一年六月十五日（一七五六年七月十一日）に寧波沿海海域に一隻の紅毛船が現れ、貿易を求めたとある。外国船が貿易に來航するのは廣東省の澳門（マカオ）などであった。浙江省の寧波まで來航するものは極めて少数であり、海難に遭遇して漂流してくるものはあったが、貿易船はほとんど無かったのであった。この船は船戸の囑喇吩の供述では囑喇吧（カラパ・ジャカルタ）地方において夷商の味啣や通事洪任を乗せて寧波に來航したことを述べて

いる。この紅毛船と寧波の牙行や通事人等と通商して利益を得ようとしていることが報告されている。

乾隆二十一年八月初七日付の喀爾吉善と楊廷璋の奏摺によれば、

通事洪任、原係夷種自幼居住澳門、拖欠行賑、與廣東省城之十三行參商因、而潛來浙省、緣寧郡並無大行、不能貯貨、有牙行陳太占、即於屋邊搭蓋樓房一十六間、以爲夷商堆貨居住。²⁴⁾

とあるように、洪任は外国人として幼き頃より澳門で成長し、同業者から借りた借金を返済できなくなり廣東省城の十三行商人と結びつき、密かに浙江省に來航して寧波での交易を計画したのであったと見られていた。

ついで『高宗實錄』卷五百五十、乾隆二十二年十一月戊戌（十日）の条に、

…看來番船連年至浙、不但番商洪任等、利於避重就輕、而寧波地方、必有奸牙申誘、並當留心查察、如市僧設有洋行、及圖謀設立天主堂等、皆當嚴行禁逐、則番商無所依託為可斷其來路耳、如或有難行之處、該督亦即據實具奏、再將前摺隨奏交部議覆、可一併傳諭知之、尋覆奏、臣已遵旨曉諭番商洪任等回帆、并咨移李侍堯、及札行寧波定海各官、一體遵照、現在尚無設立洋行、及天主堂等情弊、報聞、以廣東布政使柱、為內閣學士、兼禮部侍郎。²⁵⁾とあるように、洪任等が連年にわたり寧波に來航して貿易を行い、清朝官憲にとつて看過出来ない事態と見られた。特に洪任等が寧波で清朝官憲に要望したのは洋行や天主堂すなわち教会などの設置であつたようである。

『高宗實錄』卷五百八十九、乾隆二十四年六月丙子（二十七日）の条によると、

諭軍機大臣等、據莊有恭奏、本年五月有紅毛喚咭喇夷商船隻、欲開往寧波貿易現飭文武員弁。嚴諭該商船仍回廣東貿易、不許逗留等語。番船向在粵東貿易不許任意赴浙、屢行申禁。迺夷商既往廣東、藉稱生意平常復欲赴寧波、為試探之計。自不可不嚴行約束。示之節制著將原摺鈔寄李侍堯閱看令其傳集夷商等、申明示禁庶夷情自肅、而權政益清、至其中或更有浙省奸牙、潛為勾引、及該商希冀攜帶浙貨情事。應並諭莊有恭委員留心察訪以杜積弊但

不必張皇從事可耳。⁽²⁶⁾

とあり、英国船が寧波に現れて貿易を求めたが、清官憲は許可しなかったとある。さらに清政府から沿海管理に厳格に防禦すべきと指示された。

その後、『高宗實錄』卷五百九十二、乾隆二十四年七月壬戌（十三日）の条に、

諭軍機大臣等、據楊廷璋奏接定海總兵羅英笏、劄送番商洪任呈詞一紙、稱係委押番船之署守備陳兆龍、於押送番船出境時、交令帶投、詞語字蹟、似非出自番人之手、恐有內地奸人為之商謀即陳兆龍之接回呈詞、亦不無情弊、現在飛提陳兆龍到閩、面訊實情、并詳悉告知將軍新柱等語、∴該商等在浙、閩、天津處處呈控、∴尋楊廷璋覆奏、洪任呈詞、先期宿構、備帶來浙於官弁雲集時、出呈捏交守備陳兆龍、該備於護送出境後呈繳、並無情弊、至番船泊雙歧港大洋、距定海尚隔洋面二百里、民人不能前往、該船寄碇僅止一日、官員耳目衆多、亦無內地牙棍、附近番船、實無應行解質之人、報聞。⁽²⁷⁾

とあるように、洪任は浙江や福建さらに天津においての貿易を求めていた。

『高宗實錄』卷五百九十四、乾隆二十四年八月己丑（二十一日）の条には、

諭軍機大臣等、據羅英笏奏、七月十二日、有英吉利洋船一隻、欲來寧波貿易、∴尋奏、番商味嘲、船泊定洋、遷延日久、經地方文武、再三催押回棹、始供稱係洪任後船、臣即檄飭員弁等、將不准在浙貿易之禁、嚴切曉示、並諭以洪任已回粵東、即有帶來貨物、應往粵面交。⁽²⁸⁾

とあり、乾隆二十四年七月十二日（一七五九年九月三日）に英国船が寧波での貿易を求めていたが、寧波での貿易を認めず洪任等を廣東に戻すようにと指示していたことがわかる。

『高宗實錄』卷五百九十五、乾隆二十四年八月庚子（二十三日）の条には、

浙江巡撫莊有恭奏、英吉利大班味啣一船、駛至雙嶼港、意欲停泊、查番商洪任、於五月乘坐空船、來浙探聽、本有貨物俱在後船之語、自應查詢明確、並飭內地商民、毋許一人私往交接、俾無利可圖、得旨、正恐未必、應嚴察禁止、外省何事無私弊耶。⁽²⁶⁾

とあり、乾隆二十四年五月即ち一七五九年五月末から六月下旬頃にかけての時期に洪任が貨物を積載しない空船で浙江省沿海に現われ探索していたことが清朝官憲には知られていた。

『高宗實錄』卷五百九十七、乾隆二十四年九月癸亥（十六日）の条には、

諭軍機大臣等、前以番商洪任輝、控訴呈詞、必係內地人代寫、令新柱等悉心查究、今據奏、訊得與洪任輝貿易之陳祖觀等供、有婺源縣生員汪聖儀、同子汪蘭秀、曾借洪任輝資本、前在寧波・江蘇・各處、代為經理、或係彼所指使等語、番商貿易內地、敢於滋事、必有潛行勾引者、為之主持、汪聖儀父子、既與親密、即不能無勾串唆使情弊、已據粵省行知江南、提解質審、著傳諭尹繼善・陳宏謀等、即將汪聖儀父子拘緝、並搜查其交通往來字蹟、一併解赴廣東、交朝銓李侍堯等、細加研鞫、務得實情俾沿海奸民知所儆惕、尋陳宏謀覆奏、汪聖儀於八月間、接有廣東信息、先已潛逃搜查家內、並無與番商洪任輝往來字蹟、嗣於江西樂平縣地方、緝獲到案、供與洪任輝相好、當即委解廣東質訊、其第四子汪錦鰲即蘭秀、訊明現往廣東、亦即飛咨緝拏報聞。

又諭、據新柱等審據番商洪任輝、供稱作呈之人係在噶喇吧住久之福建人林懷、所寫等語、所供殊未足憑信、林懷既在噶喇吧、住居三輩蓄髮已作鬼子、焉得復能熟習漢字、且前閱原呈字蹟、並不類外夷揣摩書寫、此中情節必須詳悉根究、不得因該商等一面之詞、草率了事、至徽商汪聖儀父子、既與洪任輝往來有素、或代為寫呈、：

又諭、據新柱等審擬番商洪任輝控呈李永標一案、究其作呈之人、供係在噶喇吧住久之福建人林懷、所寫等語、內地民人、私越外洋、例有嚴禁、林懷原籍閩人、從前何時潛往該國、而地方官並無覺察、且稱在彼已住三輩、蓄留

頭髮、作為鬼子、尤堪駭異、閩省民風、素稱刁悍、設濱海居民、尤而效之、此風將何所底止、著傳諭楊廷璋、即行悉心查訪、林懷係從何時潛蹤出境、其家屬如有尚留內地者、一面密拘齊確訊、並將該犯、設法招回治罪、毋令漏網、其嗣後如何嚴密稽查、毋任偷漏滋事、並如何行文緝拏、不令夷人容隱此等匪犯之處、俱著該督悉心詳議、具摺奏聞、務使沿海刁民、不敢復蹈故轍。³⁰⁾

とあり、洪任輝が具体的に交易した中国側の商人の名が見られる。洪任輝が清官憲に提出した要望書は必ず中国内地の人間が代筆していると見られていた。洪任輝が貿易取引をしたとされる陳祖觀等の供述から当時の安徽省婺源縣の生員であった汪聖儀とその子供の汪蘭秀が洪任輝から資金を調達してもらい寧波や江蘇や各地に赴いて貿易品を入手していた。また洪任輝の供述からカラバに居住する福建人の林懷が書類を作成していたことがわかる。林懷はカラバに永く住み、頭髮は辮髪ではなく長髪にしており、漢字も習得していた。この林懷の本籍は福建であり、清朝の法令に反して海外に渡っていた人物であった。

『高宗實錄』卷五百九十八、乾隆二十四年十月庚辰（三日）には、

諭軍機大臣等、新柱等奏、查審英吉利商人具呈評控一案、詳細究詰、其中果有代作呈詞之四川人劉亞匾、現今供認相符等語、劉亞匾、為外夷商謀砌款、情罪確鑿、即當明正典刑、不得以杖斃完結、而夷商洪任輝、潛倩內地奸民、挾詞干禁、質訊得實、亦應重示懲創、俾識天朝節制、著傳諭李侍堯、一面提出劉亞匾、並傳集在廣洋商、及該處保商人等、一面密傳洪任輝、毋令先期聞信潛逸、當眾傳宣諭旨、以該商從前所告情節、在監督等、既審有辦理不善之處、即按法秉公處治、念爾外夷無知、雖各處呈控、尚無別情、可以從寬曲宥、現在審出勾串內地奸民、代為列款、希冀違例別通海口、則情罪難以寬貸、繩以國法、雖罪不至死、亦當竄處遠方、因係夷人、不便他遣、姑從寬在澳門圈禁三年、滿日逐回本國、不許逗遛生事。³¹⁾

とあり、英国商人洪任輝が中国商人を雇傭して貿易行為を行ったことが問題となり、彼はマカオにおいて禁固三年の後、本国送還との処置を受けている。

『高宗實錄』卷六百五、乾隆二十五年正月辛未（二十五日）の条に、

諭軍機大臣等、據李侍堯奏、查審汪聖儀父子、與番商洪任輝交結、借領資本、包運茶葉、深屬不法等語、汪聖儀身列成均、輒敢潛結夷商、領本交通、營私射利、且一聞事發詭計潛逃行同鬼賊、現經粵省責革審擬定罪、著傳諭尹繼善、高晉將該犯婺源本籍一切家貲財產慎密查抄、無任稍有寄頓隱匿、辦畢將該犯照部議發遣、以為貪利狡詭、潛通外夷者戒。³²

とあり、婺源縣出身の汪聖儀親子が洪任輝から資金を借りて茶葉の交易等を行ったことで、清朝官憲は汪聖儀の一切の資産を没収する処罰を行ったのであった。

汪聖儀親子が洪任輝と交易した茶葉ではあるが、汪聖儀の出身から考えて、徽州産の茶葉であったと考えられる。

モース (H. B. Morse) の『東印度公司对華貿易編年史』第一卷、第二十八章に、イギリス東インド会社が廣州において取引した茶葉の一七五一年（乾隆十六年）の「廣州平均物價」が見られ、そこには茶葉の種類が、Bohea（武夷）、Pekoe（白毫）、Congho（工夫）、Souchong（小種）、Singlo（松蘿）、Hyson（雨前）の六種類³³が知られる。この内、Singlo（松蘿）茶葉は安徽休寧縣一帯で産出される青緑茶として古くから有名であった。³⁴おそらく汪聖儀らはこのSinglo（松蘿）を洪任輝に販売しようとしていたのではあるまいか。

『高宗實錄』卷六百四十九、乾隆二十六年十一月辛亥（十七日）の条によれば、

諭軍機大臣等、蘇昌等奏酌辦夷情一摺、其於英吉利夷商、投遞番文、懇求釋放洪任輝、及請免歸公規例等事、該督持正駁回辦理甚當、第不准夷人進見及擬發回文、詞語未免跡涉選懦、尚失嚴正剴、切駕馭外夷之道、夷商來粵

貿易、惟在該監督等、飭令行商公平交易、不可圖占便益、俾得速為銷售、早整歸棹、若該商等、稍有不知安分之處、仍宜嚴加約束之體制、至國家四海之大內地所產、何所不有所以准通洋船者、特係懷柔遠人之道、則然、乃該夷來文、內有與天朝有益之語、該督等不但當行文籠統飭拜、宜明切曉諭、使知來廣貿易、實為夷衆有益、起見天朝、並不藉此些微遠物也。若伊果有面稟監督之事、原不妨令其進見、以通夷情、若拒而不納、轉似有所顧忌、並致行商通事人等、得以乘間滋事、殊多未協、該督等、既欲俟夷船歸國、給發回文、著將此詳悉傳諭蘇昌、託恩多、尤拔世、令將回文改寫得體、再行給發。³⁵⁾

とあり、英国側の要請にそつて洪任輝が釈放された事に関する記述がみられる。但し廣東貿易を監督する海關監督等に対して「懷柔遠人之道」の一方法としての通商を認めるものであるとの姿勢を堅持することを強調している。

三 イギリス東インド会社の洪任輝と徽商汪聖儀

徽商汪聖儀がイギリス東インド会社の洪任輝との間で取引をしていたことは以下に述べる『高宗實錄』の記述から知られる。

『高宗實錄』卷五百九十四、乾隆二十四年（一七五九）八月丙戌（九日）に洪任輝が粵海關監督に提出した告発状について見られる。

福州將軍新柱、給事中朝銓、兩廣總督李侍堯等奏、臣新柱、朝銓、抵粵。同李侍堯會審番人洪任輝、即洪任、呈控粵海關監督李永標一案。據李永標供、家人等勒索陋規。伊實不知。其餘各款。供吐游移。請將李永標革職究擬。其家人七十三、婪索多贓。亦應逐款嚴鞫。至洪任輝呈詞。詢係在噶爾吧地方。煩內地人代寫。得旨、依議。惟應秉公存國體為要。管關之人。非督撫可比。一應稅物。勢不得不用家人。家人勒索。即主人勒索也。不可以失

寮開脫其罪。至外夷擡價居奇。亦不可以開其端。而內地人代寫呈詞者。尤應嚴其處分。諸凡持平酌中辦理。以防將來。爾等其勉之。⁽³⁶⁾

福州將軍新柱、給事中朝銓、兩廣總督李侍堯等などの奏摺によれば、新柱、朝銓が広東に到着した。李侍堯と會議を行い外国人洪任輝について審理している。洪任は、粵海關監督であった李永標に対して訴訟を起こした。李永標の供述によると、彼の家人が賄賂を取ったとのことであったが、李永標は知らないとのことであった。李の家人は七三名おり、金に貪欲で、嚴格に処置する必要があるとした。洪任輝の供述書によると、噶喇吧（カラパ）に居住する中国人に代書してもらった。海關監督は課税対象商品を取り扱うが、家人を使わなければならなかった。家人への恐喝は主人のそれと同様である。恐喝を免れ見落とすことはあり得ないとのことであった。このように外国人に價格を云々することもできない。中国人が人に代わって提出物を書いたなど特に嚴罰に処すべきとされた。すべてが公平な処理が行われ、將來の禍根にならないようにしなければならぬとのことであった。

このことから明らかのように、洪任輝は粵海關監督の陋規すなわち古い惡幣について訴えたのであった。英國との商習慣の相違から生じた訴訟事件であったと言える。洪任輝の訴状が、噶喇吧在住の中国人によって書かれたことが問題となった。

『高宗實錄』卷五百九十七、乾隆二十四年（一七五九）九月癸亥（十六日）に、洪任輝の訴状が、噶喇吧在住の中国人によって書かれた供述書を調査した福州將軍新柱の調査からさまざま問題が明らかとなる。

諭軍機大臣等、前以番商洪任輝、控訴呈詞。必係內地人代寫。令新柱等悉心查究。今據奏、訊得與洪任輝貿易之陳祖觀等供。有婺源縣生員汪聖儀、同子汪蘭秀、曾借洪任輝資本。前在寧波、江蘇、各處代為經理。或係彼所指使等語。番商貿易內地。敢於滋事。必有潛行勾引者、為之主持。汪聖儀父子。既與親密。即不能無勾串唆使情

弊。已據粵省行知江南。提解質番。著傳諭尹繼善陳宏謀等即將汪聖儀父子拘緝並搜查其交通往來字蹟一併解赴廣東交朝銓、李侍堯等、細加研鞫。務得實情俾沿海奸民知所儆惕。尋陳宏謀覆奏、汪聖儀於八月間接有廣東信息。先已潛逃搜查家內。並無與番商洪任輝往來字蹟。嗣於江西樂平縣地方。緝獲到案。供與洪任輝相好。當即委解廣東質訊。其第四子汪錦鰲即蘭秀、訊明現往廣東。亦即飛咨緝拏報聞。³⁷

福州將軍新柱の調査により、洪任輝と貿易を行った陳祖觀等の供述から、婺源縣生員の汪聖儀と彼の子供である汪蘭秀はかつて洪任輝から資金を提供され、寧波や江蘇の各處において洪任輝の代理として經理を行ったのであった。汪聖儀とその息子は、洪任輝とも親密であつた。汪聖儀は洪任輝からの書状を受け取つていた。その息子である第四子の汪錦鰲は蘭秀のことで、廣東において捕縛されたとのことであつた。

汪聖儀の故郷である婺源縣は、康熙三十二年（一六九三）刊本『婺源縣志』の蔣燦の「婺源縣志序」において「婺源新安、稱名邑」³⁸と記しているように、清代には安徽省徽州府に属していた。その地の特徴として同書、卷二、風俗に、「如婺者、士農之家五、商之家三、工之家一」³⁹とあるように、婺源縣では三割の家が商人を輩出し、所謂徽商として全国に進出していた。汪聖儀もその内の一人であつたことは確かである。

『高宗實錄』卷五百九十七、乾隆二十四年九月癸亥（十六日）に、洪任輝の訴状を書写した人物についてのことが見られる。

又諭、據新柱等審據番商洪任輝、供稱作呈之人、係在噶喇吧住久之福建人林懷、所寫等語。所供殊未足憑信、林懷既在噶喇吧。住居三輩蓄髮已作鬼子。焉得復能熟習漢字。且前閱原呈字蹟。並不類外夷揣摩書寫。此中情節必須詳悉根究。不得因該商等一面之詞。草率了事。至徽商汪聖儀父子。既與洪任輝往來有素。或代為寫呈。亦未可定。已有旨傳諭尹繼善、陳宏謀、令其委員押解來粵。即交與朝銓、李侍堯等、詳細研鞫。務得實情。完結定案。

朝銓現有應行查訊之事。可仍留粵。會同李侍堯辦理。新柱業已丁憂。即著先行回京。將此一併傳諭知之。⁽⁴⁾

洪任輝の訴状を作成したのは噶喇吧に在住する福建人の林懷であり、林懷は漢字に習熟して、訴状を認めたのであった。徽商汪聖儀親子は洪任輝と親しく彼らが代筆したのかも確定しがたい。そこで廣東へ官吏を派遣して調査することになったのであった。

『高宗實錄』卷五百九十七、乾隆二十四年九月癸亥（十六日）

又諭、據新柱等審擬番商洪任輝控呈李永標一案。究其作呈之人。供係在噶喇吧住久之福建人林懷、所寫等語。內地民人。私越外洋。例有嚴禁。林懷原籍閩人。從前何時潛往該國。而地方官並無覺察。且稱在彼已住三輩。蓄留頭髮。作為鬼子。尤堪駭異。閩省民風。素稱刁悍。設濱海居民。尤而效之。此風將何所底止。著傳諭楊廷璋、即行悉心查訪。林懷係從何時潛蹤出境。其家屬如有尚留內地者。一面密拘齊確訊。並將該犯、設法招回治罪。毋令漏網。其嗣後如何嚴密稽查。毋任偷漏滋事。並如何行文緝拏。不令夷人容隱此等匪犯之處。俱著該督悉心詳議。具摺奏聞。務使沿海刁民。不敢復蹈故轍。⁽⁵⁾

噶喇吧に長く居住する林懷は福建人であつて、密かに海外へ渡航したようであり、何時出国したかやその家族が中国国内に居住しているかを調べる必要があつた。

乾隆二十四年九月二十日付の新柱・朝銓・李侍堯奏摺によれば、次のように報告する。

臣新柱・朝銓・李侍堯等謹奏、為究明商謀作呈之犯、請旨遵行事、臣等欽奉諭旨、會審英吉利商人洪任輝等呈控粵海關積弊一案、業於八月十九日、將訊明定擬緣由具奏在案、所有代為作呈之人、前訊據洪任輝等供稱、係現在葛刺巴之林懷所寫、臣等因並無証據、難以憑信、復訊據在廣、與洪任輝往來之陳祖觀等供、有婺源縣生員汪聖儀父子與洪任輝極相親密、或係指使告狀等語、隨移咨江省督撫關、提來粵質訊虛實、亦經奏聞在案臣等、復飭地方

官、廣為訪緝、茲據廣州府張嗣衍等稟稱、據行商蔡國輝稟稱、小的私往洪任輝處探問商謀作呈之人、據洪任輝口稱、我們起初要告狀時曾同二班吻在仁和行內、與劉亞區商量托他打聽款蹟做了狀子一紙、彼時值撫院進京陛見、劉亞區說呈內寫上進貢的話、方可准得我想進貢一語、沒有確實、不便寫入、遂不到撫院處、通呈、適我們公班衙在噶喇吧替請了林懷到來、遂將劉亞區做的狀子交其膽改了、往寧波・天津兩處去通的等情前來、隨傳洪任輝覆訊、與前詞無異、訊據劉亞區供稱、小的原名劉尹孚是四川安岳縣人。雍正二年到廣、今年有英吉利夷商、吻請小的教他念書四月內、吻同洪任輝、要小的做張狀子、告關部小的應久替他寫了一張、記得共有七款、還有進貢的話、在上後來、何人刪改膽寫、小的就不知道了。又供這些款蹟、都是小的代寫婉轉探聽來的做狀子的時候、只有吻與洪任輝二人知道、小的並沒有要他們銀子當日說過、只要他船到買工夫茶幫、我做一宗大生意、再借給資本、從此便可發大財故此替他商謀做這狀子的只求開恩等語。臣等詳察供詞、彼此吻合復令劉亞區默寫呈詞款、單雖前後各異七款、俱屬相符。似此案商謀起稿、實係劉亞區已無疑義、查劉亞區在粵年久素行不端、乾隆十二年、串同司差嚇詐洋行通事黎瑪詰銀兩、曾經犯徒有案、茲怙惡不悛復代表商砌款作呈、併捏造進貢名色希圖後、謝罪難輕、縱未便、僅照交結外國誑騙財物問發邊遠充軍之例完結、臣等愚見、應請將劉亞區立斃杖下、以為沿海奸民交結夷人滋事之戒、是否有當伏候諭旨遵行、再洪任輝前供、在寧波開洋行之郭四觀等、有無勾引、往寧貿易情事、應俟浙省督撫訊明知會辦理至汪聖儀父子、俟提到審明另結、又前往寧波、叩叩即味啣一船、據報於九月十六日、由浙駕駛來粵、合併陳明伏乞皇上聖鑒、謹奏。

硃批「已有旨諭」

乾隆二十四年九月二十日^④

この奏摺からも、洪任輝と徽商汪聖儀とが「有發源縣生員汪聖儀父子與洪任輝極相親密」と見られるように、極め

て親密な関係にあったことがわかる。また商人劉亞區の供述から彼の原名は劉尹孚であり、四川安岳縣人であった。雍正二年（一七二四）に廣州に至り、乾隆二十四年（一七五九）に洪任輝と接触し、洪任輝のために中国国内の茶商人と取引が出来るように手配したのであった。劉亞區が廣州に来てから既に三五年が経過していたから、劉亞區は廣州において商人仲間には知られた存在であったと思われる。その劉亞區が、中国国内の茶商人として紹介したのが汪聖儀か彼の子供であったのであろう。

その結果、洪任輝と汪聖儀父子との関係が生じたのであろう。

乾隆二十四年九月十六日付の新柱奏摺によれば、洪任輝と徽商汪聖儀との関係が知られる。

茲訊得、在廣與洪任輝來往之買賣人陳祖觀・羅彩章・劉亞區・葉惠等同供、伊等在廣居住、只願鬼子在廣貿易、可以覓利、實無勾引、往寧情事、訊以唆控作呈之人、隔別研鞫堅供、實不知情、惟供有徽商汪聖儀同子汪蘭秀、曾借洪任輝資本作買賣、洪任輝前往在寧波三年、伊父子俱代為包攬生理、及禁往寧波、汪聖儀仍來廣東、彼此極其親密。近又往江蘇、代買貨物。汪聖儀原是婺源縣生員、或係是他指使告狀等語。³³

廣州において洪任輝と接触した商人の陳祖觀・羅彩章・劉亞區・葉惠等の供述から、彼らは廣州に居住して、外国人との貿易を行いその取引による利益を得ることを願っていた。しかし、外国人を誘うことはなかった。洪任輝等が寧波へ赴く事情についてさらに追及されると、徽商の汪聖儀とその子の汪蘭秀は、以前に洪任輝から資金を借りて買賣を行っていた。洪任輝が寧波へ赴いて三年の間の取引は、汪聖儀父子が代理となり一手に取引を引き受けていた。洪任輝が寧波へ赴くことが出来なくなると、汪聖儀が廣東に渡来して洪任輝と接触していた。最近では洪任輝に代わり汪聖儀が江蘇へ赴いて代わって貨物を買入れなどのことをしていたとの供述を得たのである。

乾隆二十四年九月二十六日付の新柱・朝銓・李侍堯奏摺によれば、次のようである。

臣新柱・朝銓・李侍堯等謹奏、為奏聞事、竊照番商洪任輝前赴寧波・天津投遞呈詞、臣等恐有內地奸民、潛為勾引、唆使情弊、嚴訊洪任輝供有熟識之郭四觀・李受觀・辛文觀三人、俱在寧波開洋行生理等語。臣等飛咨浙省督撫轉飭、拘訊有無勾引、往寧情弊、併附摺奏聞在案。臣新柱復札屬督臣楊廷璋、將從前收存洪任茶葉之李元祚建造行屋之陳太占二人、一併密查移覆去後、茲准楊廷璋咨稱、據寧波道府稟覆、遵即拘提郭益隆即郭四觀等、逐一嚴究、僉供從前貿易熟識情、真並無勾引、赴寧波唆使控告情事、詰訊再三矢、供如一行、屋案經析卸另造作棧、再寧城、並無辛姓其人、惟查有信公掄、乳名文觀、曾與洪任交易、業經身故、有弟畧觀式觀、提訊堅供、並無勾引情事、併錄供取結咨覆前來、准此相應恭摺奏聞、伏乞皇上聖鑒謹奏。

硃批「知道了」

乾隆二十四年九月二十六日⁽⁴⁾

新柱・朝銓・李侍堯等による調査は、洪任輝が寧波や天津に赴いたことに、中国内地の商人等からの勧誘があつたか否かが問題となつた。そこで洪任輝が熟知していた寧波で商業活動を行つていた郭四觀・李受觀・辛文觀の三人を取り調べた結果、その誘引は無かつたことが判明した。さらに新柱の調査は続き、洪任輝に茶葉を取引した李元祚についても調べた結果、その誘引はなかつた。さらに寧波で辛姓の人物を調べたところ信公掄、の名が見つかりその乳名が文觀であつて、以前に洪任輝と交易していたことがあつたが、既に亡くなつていたのでその弟の畧觀・式觀も調べたが、誘引の事実は明らかではなかつたのである。

『高宗實錄』卷五百九十八、乾隆二十四年十月庚辰（三日）条に洪任輝の告発に関する一件が続いて見られる

諭軍機大臣等、新柱等奏、查審啖咭喇商人具呈訐控一案。詳細究詰。其中果有代作呈詞之四川人劉亞匾。現今供認相符等語。劉亞匾、為外夷商謀砌款。情罪確鑿。即當明正典刑。不得以杖斃完結。而夷商洪任輝、潛倩內地奸

民。挾詞干禁。質訊得實。亦應重示懲創。俾識天朝節制。著傳諭李侍堯、一面提出劉亞區。並傳集在廣洋商。及該處保商人等。一面密傳洪任輝。毋令先期聞信潛逸。當眾傳宣諭旨。以該商從前所告情節。在監督等、既審有辦理不善之處。即按法秉公處治。念爾外夷無知。雖各處呈控。尚無別情。可以從寬曲宥。現在審出勾串內地奸民。代為列款。希冀違例別通海口。則情罪難以寬貸。繩以國法。雖罪不至死。亦當竄處遠方。因係夷人。不使他遣。姑從寬在澳門圈禁三年。滿日逐回本國。不許逗遛生事。論內地物產富饒。豈需遠洋此微不急之貨。特以爾等自願懋遷柔遠之仁。原所不禁。今爾不能安分奉法。向後即准他商貿易。爾亦不許前來。該督等傳諭畢。將劉亞區、即行正法示眾。俾內地棍徒。知所儆懼。而夷商等、共識朝廷威德。詭計固難倖售。惟政益以肅清。庶執法平情。均歸允協。將此詳悉傳諭朝銓等知之。¹⁵

洪任輝の告発事件を調査して行くと、その中に四川省出身の劉亞區が登場する。劉亞區は、外国商人と取引をしていたことは確かであり、その罪は明らかであった。

洪任輝の罪は許しがたく、死罪には至らないのは、外国人であるためで、澳門において三年間の拘束の後に、本国へ強制送還された。中国国内の滞在を許さず、商業活動も禁止することになった。

『高宗實錄』卷五百九十八、乾隆二十四年十月辛巳（四日）には、汪聖儀の訊問のことが見られる。

又諭、據陳宏謀奏、查夷商許控案內。應行質訊之婺源縣生員汪聖儀父子。而汪聖儀已於八月間、得有廣東信息。先已潛逃。旋經緝獲。押解赴粵等語。汪聖儀、若與該夷商洪任輝、別無潛行結交情弊。何必聞信輒行逃避。而廣東亦即有先期傳遞消息者。此等行蹤詭秘。不可不悉心究治。以儆奸回。現據陳宏謀管解來粵。傳諭朝銓等、到日即詳細研鞫。務得實情。即使汪聖儀父子、於本案實無商謀情事。而身廁青衿。行止不端。亦即當治以聞信脫逃之罪。毋使倖免。其第四子汪錦鰲、即汪蘭秀。先已運貨赴粵。既據該撫咨明該省查拏。並著朝銓等、一併密拏詳究。

母任漏信遠颺。⁽⁴⁶⁾

陳宏謀の外国商人の告発状の提出による調査から、婺源縣生員汪聖儀父子への訊問によって、汪聖儀はすでに八月に廣東についての情報を持って最初に逃亡したが、捕縛された。汪聖儀は外国商人の洪任輝と関係があつたが、特別な交友関係にあつたわけではなかつた。しかしなぜ逃亡しなければならなかつたのか。廣東では、事前に情報を渡す人がいたのであつた。陳宏謀によると、汪聖儀父子でさえ、商売による陰謀はなかつた。彼の四子である汪錦鰲こと汪蘭秀が、最初に廣州へ出荷していたとのことであつた。

洪任輝と接触する切つ掛けは、汪蘭秀が廣州へ商品を出荷して洪任輝と出会う機会があつた可能性が高まつた。

『高宗實錄』卷六百五、乾隆二十五年（一七六〇）正月辛未（二十五日）条に、汪聖儀に対する官憲の追及が行われたことが見られる。

諭軍機大臣等、據李侍堯奏、查番汪聖儀父子、與番商洪任輝交結。借領資本。包運茶葉。深屬不法等語。汪聖儀身列成均。輒敢潛結夷商。領本交通。營私射利。且一聞事發詭計潛逃行同鬼賊。現經粵省責革審擬定罪。著傳諭尹繼善、高晉將該犯發源本籍一切家貲財產慎密查抄。無任稍有寄頓隱匿。辦畢將該犯照部議發遣。以為貪利狡詭、潛通外夷者戒。⁽⁴⁷⁾

李侍堯の奏摺によつて、汪聖儀父子は洪任輝から資金を借りて、茶葉をおそらく廣州へ運んだことがわかる。このことは違法なことであつた。そのため汪聖儀の出身地にある家族のすべての財産を慎重に調査するように指示されたのであつた。

これに関して『乾隆上諭檔』第三冊に、この事件に関する乾隆帝の上諭として見られる。

大学士公博 大学士来 字寄 両江総督尹（尹繼善） 安徽巡撫高（高晋）

乾隆二十五年正月二十五日、奉上諭、據李侍堯奏、查審汪聖儀父子、與番商洪任輝交結、借領資本、包運茶葉、深屬不法等語。汪聖儀身列成均、輒敢潛結夷商、領本交通、營私射利、且一聞事。發詭計潛逃行同鬼蜮、現在粵省貴革審擬定罪、著傳諭尹繼善・高晉、將該犯婺源本籍一切家貲財產、慎密查抄、無任稍有寄頓隱匿辦畢、將該犯照部議發遣、以爲貪利狡詭、潛通過外夷者戒、欽此、遵旨、寄信前來。⁴⁵⁾

汪聖儀の郷里である婺源縣の本籍にある一切の家貲財産の調査が行われたのである。

その後、廣東貿易における行商を除く中国国内の商人と外国商人との接触を厳禁する方策が取られた。

『乾隆朝上諭檔』第三冊、乾隆二十六年（一七六一）十一月辛亥（十七日）条に見える。

大学士公傳 大学士來 字寄 兩廣總督蘇（蘇昌） 廣東巡撫（託恩多） 粵海關監督尤（尤拔世）

乾隆二十六年十一月十七日奉上諭、蘇昌等奏酌辦夷情一摺、其於啖咭喇夷商投遞番文、懇求釋放洪任輝、及請免歸公規例等事。該督持正駁回、辦理甚當、第不准夷人進見、及擬發回文詞語、未免跡涉選懦。尚失嚴正剴、切駕馭外夷之道。夷商來粵貿易、惟在該監督等、飭令行商公平交易、不可圖占便益、俾得速為銷售、早整歸棹。若該商等、稍有不知安分之處、仍宜嚴加約束示之體制、至國家四海之大內地所產、何所不有所以准通洋船者、特係懷柔遠人之道則然。乃該夷來文內、有與天朝有益之語。該督等不但當行文籠、統駁飭并宜明、切曉諭使知、來廣貿易、實為夷眾有益、起見天朝、並不藉此、些微遠物也。若伊等果有面稟監督之事、原不妨令其進見、以通夷情、若拒而不納。轉似有所顧忌、並致行商通事人等、得以乘間、滋事殊多未協。該督等、既欲俟夷船歸國、給發回文。著將此詳悉傳諭蘇昌・託恩多・尤拔世。令將回文、改寫得體。再行給發、欽此遵旨、寄信前來。⁴⁶⁾

英国商人が洪任輝の釈放と公的規制の免除を嘆願した。海關監督は外国人の進見は許可されていないとした。しかし行商に公平な交易を行うように指示した。

四 結語

清代における廣州での貿易に関する梁廷枏の『粵海關志』卷二十五、行商によると、

臣謹按、國朝設關之初、番舶入市者僅二十餘舵。至則勞以牛酒、令牙行主之、沿明之習、命曰十三行。…得居停十三行、餘悉守舶、…乾隆初年、洋行有二十家、…至二十五年、洋商立公行、專辦夷船貨稅、謂之外洋行。…凡粵東洋商承保稅餉、責成管關監督、於各行商中、撰其身家殷實、居心誠篤者、選派一二人、令其總辦洋行事務、并將所選總商名姓報部備查。³⁰⁾

とあるように、清代において外国船が廣州に到着すると、それを担当したのは十三行、後に洋商、洋行、公行、また外洋行と呼称された廣州の牙行であった。その行商を監督したのが粵海關監督であった。

すなわち清政府の廣州貿易において、欧州の外国商人と交易を行えるのは、政府から許可された行商、いわゆる十三行に限定されていた。

このため英国商人洪任輝が、行商を飛び越えて、中国内地の商人と直接交易をすることは、清政府の認めるところではなかった。それを敢えて、廣州の商人等から情報を得て、廣州へ徽州から茶葉を將來する徽商の汪聖儀親子と結びつき、英国が輸入する茶葉の確保を図ったのであった。そのため事前に洪任輝は汪聖儀に資金を貸与したのであったと思われる。このように、外国商人との接触が出来ない中で、それを敢えて犯したのが、徽商の汪聖儀父子であった。彼等は外国商人、ここで登場するイギリス東インド会社の洪任輝と結びつき彼から「借領資本。包運茶葉」と、資金を借りて茶葉の取引を行ったのであった。

汪聖儀親子が廣州へ將來した茶葉は、安徽省徽州の銘茶とされる英文名 Singlo と呼称された休寧縣一帯で生産さ

れた松蘿茶葉であつたと考えられる。

注

- (1) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、中華書局、一九八六年二月、六五〇頁。
- (2) 松浦章「近世東アジア海域の文化交渉」二〇一〇年一月、三一―三二六頁。
- (3) 婺源縣は、現在は江西省上饒市に属するが、清代は安徽省徽州府に属していた。
- (4) 『清實錄』第一七冊、「高宗實錄」(九)、中華書局、一九八六年二月、二五九頁。
- (5) 『清實錄』第一一冊、「高宗實錄」(三)、中華書局、一九八五年一月、五四五頁。
- (6) 『清實錄』第一四冊、「高宗實錄」(六)、中華書局、一九八六年二月、一五四頁。
- (7) 武進陞摺「乾隆朝外洋通商案」『史料旬刊』天三百五十四。故宮博物院編『史料旬刊』第一冊、北京圖書館出版社、二〇〇八年一月、七四七頁。
- (8) 『史料旬刊』天三百五十四、故宮博物院編『史料旬刊』第一冊、七四九頁。
- (9) 楊應琚摺「乾隆朝外洋通商案」、『史料旬刊』天三百五十八。故宮博物院編『史料旬刊』第一冊、七五四―七五五頁。
- (10) H. B. Morse, *The chronicles of the East India Company trading to China 1635-1834*, Vol. I, 1925, p. 296.
中国海關史研究中心組譯、「美」馬士著「東印度公司对華貿易編年史(一六三五―一八三四年)」第一、二卷、中山大学出版社、一九九一年十二月、二九八頁。
- (11) 『史料旬刊』天三百五十七、故宮博物院編『史料旬刊』第一冊、七五三頁。
- (12) 『史料旬刊』天六百五十七、故宮博物院編『史料旬刊』第二冊、六一三頁。
- (13) 中国第一歴史檔案館所蔵、宮中硃批奏摺、四全宗三五号卷九号檔案による。
- (14) 国立故宮博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』第一四輯、国立故宮博物院、一九八三年六月、六九二頁。
- (15) 国立故宮博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』第一四輯、八三七頁。
- (16) Anthony Farrington, *Catalogue of East India Company Ship's Journals and Logs 1600-1834*, *The British Library*, London, p. 289.
- (17) 矢野仁一「アヘン戦争と香港」弘文堂、一九三九年七月初版、中公文庫、一九九〇年二月、三一―三三頁。

- (18) Samuel Cooling, *The Encyclopedia Sinica*. Originally published by Kelly and Walsh, Ltd, Shanghai, 1917, Global Oriental Ltd, UK, 2007, p. 185.
- (19) 林樹惠「康乾時期英船在中國沿海的活動」『南開學報』一九八二年第五期(總四九期)、三四～四〇頁。
- (20) 林樹惠「康乾時期英船在中國沿海的活動」三七～三九頁。
- (21) 陳東林・李丹慧「乾隆限令廣州一口通商政策及英商洪任輝事件述論」『歷史檔案』一九八七年第一期(二月)、九四～一〇二頁。
- (22) 林健「洪任輝案——兼論乾隆時期的對外貿易政策」『清史研究集』第六輯、一九八八年八月、二六五～二七九頁。
- (23) 『清實錄』第一五冊、「高宗實錄」(七)、中華書局、一九八六年二月、五三二頁。
- (24) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一五輯、國立故宮博物院、一九八三年七月、一五二頁。
- (25) 『清實錄』第一五冊、「高宗實錄」(七)、中華書局、一九八六年二月、一〇二三～一〇二四頁。
- (26) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、中華書局、一九八六年二月、五五一頁。
- (27) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、五九〇～五九一頁。
- (28) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六二〇頁。
- (29) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六二七～六二八頁。
- (30) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六五〇～六五一頁。
- (31) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六七六頁。
- (32) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、七九三～七九四頁。
- (33) H. B. Morse, *The chronicles of the East India Company trading to China 1635-1834*, Vol. I, 1925, p. 291.
馬士(H. B. Morse)『東印度公司對華貿易編年史』第一卷、第二十八章、二九三頁。
Samuel Cooling, *The Encyclopedia Sinica*, Tea, p. 551.
- (34) 中國農業百科全書編輯部編『中國農業百科全書 茶業卷』農業出版社、一九八八年二月、「休寧松蘿(Xiuning songlou)」、三一頁。
- (35) 『清實錄』第一七冊、「高宗實錄」(九)、中華書局、一九八六年二月、二五九～二六〇頁。
- (36) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六一九頁。

- (37) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六五〇頁。
- (38) 安徽省『婺源縣志』中国方志叢書・華中地方・第六七六号、第一冊、成文出版社、一九八五年三月、一頁。
- (39) 安徽省『婺源縣志』中国方志叢書・華中地方・第六七六号、第一冊、二二九頁。
- (40) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六五〇～六五一頁。
- (41) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六五一頁。
- (42) 中国第一歴史檔案館 硃批奏摺 外交類四一三七三檔案。
- (43) 『史料旬刊』天九五、故宮博物院編『史料旬刊』第一冊(全四冊)北京圖書館出版社、二〇〇八年一月、二〇一頁。
- (44) 中国第一歴史檔案館 硃批奏摺 外交類四一三七三四檔案。
- (45) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六七六頁。
- (46) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、六七七～六七八頁。
- (47) 『清實錄』第一六冊、「高宗實錄」(八)、七九三～七九四頁。
- (48) 『乾隆上諭檔』第三冊、檔案出版社、一九九一年六月、三八五頁。
- (49) 中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』第三冊、檔案出版社、一九九一年六月、七七四頁。
- (50) 『高宗實錄』卷六百四十九、乾隆二十六年(一七六一)十一月辛亥(十七日)、『清實錄』第一七冊、「高宗實錄」(九)、二五九～二六〇頁。
- (50) 梁廷枏總纂、袁鍾仁校注『粵海關志』(廣州史志叢書)廣東人民出版社、二〇〇二年二月、四九一頁。